

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

◎議事録署名委員指名

議長 3の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、10番、金井徹君、11番、高橋英明君の2名を本日の議事録署名委員に指名します。

なお、会議書記には、事務局、小山邦之君を指名します。

◎議案第1号

議長 それでは、4、議題。議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和4年6月30日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和4年7月11日提出。榛東村農業委員会会長。

以下、内容につきましては、志岐課長補佐から説明をいたします。

議長 志岐課長補佐の説明を求めます。

志岐課長補佐 産業振興課の志岐です。よろしくお願ひいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画について説明いたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、更新案1件となっております。

計画でございます。利用権を設定する貸手は長岡の方、賃貸借の設定で、農地の所在は長岡字中野2055番3。現況地目は畑、面積は2,073平米となっております。借手は長岡の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和4年8月1日より4年3か月

間で、令和8年10月31日までとなっております。

追加説明といたしまして、両者間で昨年度に更新した利用権設定に終期が令和8年10月31日のものがございますので、終期を同じ令和8年10月31日までの4年3か月間に設定して、今後も手続の軽減を図るものです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議長 ないようですので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

ここで、志岐課長補佐、退席を認めます。

(志岐課長補佐退席)

◎議案第2号

議長 議案第2号 榛東農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号 榛東農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について説明申し上げます。

議案書は4ページをご覧ください。

議案第2号 榛東農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について。

榛東村長から別紙のとおり照会があったので、意見を求める。

令和4年7月11日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、変更内容等につきましては、清水主任から説明をさせていただきたいと思っております。

議長 それでは、清水主任、説明を求めます。

清水主任 産業振興課の清水です。

議案第2号 榛東農業振興地域整備計画の変更についてご説明をさせていただきます。

議案書の5ページをご覧ください。

農業委員長宛てに農業振興地域整備計画の変更について意見を伺う旨の通知を載せさせていただいております。この通知の中ほどに、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2の規定に基づき、貴会の意見を伺いたいとありますとおり、市町村が整備計画を策定または変更するに当たり、農協や土地改良区、農業委員会の意見を聞くことと明記されているため、意見を伺うものです。

議案書の6ページをご覧ください。

今年度、農用地区域からの除外を希望する申出は26件ございました。6月17日に村の農業振興地域整備促進協議会を開催し、21件の申出地について現地調査と審議を行い、許可、不許可の判断をしていただきました。その結果、資料に記載の20件を許可相当、1件を不許可相当という決定をいただきました。

不許可相当と判断をされた1件については、1種農地であり、申出地周辺の農地の営農に影響が生じるおそれがあるとされ、採決の結果、不許可相当と決定をいただいたものです。

また、許可相当と判断いただいた明細書記載の20件の案件については、県と事前相談を行っているところですが、なるべく早く変更の公告ができるように事務を進めていきたいと考えております。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

議長 議案第2号について、事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、意見等はございませんので、採決に移ります。

議案第2号について、異議なしと意見することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 賛成多数。よって、議案第2号 榛東農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更については異議なしと回答することに決定することにします。

ここで、清水主任、退席を認めます。

(清水主任退席)

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号について説明申し上げます。

議案書は8ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第3号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1。農地の所在は大字長岡字小林沢1402番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は792平米です。権利種別は3条有償移転です。内容は売買となります。譲渡人は前橋市と東京都練馬区のお2人の方の共有地です。経営面積は自耕作として7.9アールです。申請事由につきましては、申請地を相続で取得したが、共有で所有する2人とも村外在住で、農業従事もしていないため、譲受人に譲渡したいとのことです。譲受人は長岡の方です。経営面積は自耕作地51.8アール、貸付地70.2アールです。申請事由は、現在、米とソバを中心に作付しているが、経営規模拡大を図り、申請地を譲り受けたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員については1人中1人です。

議案書9ページをご覧ください。

議案第3号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

5番、萩原君。

萩原委員 ただいま事務局長より説明のありました議案第3号の1番の申請につきまして、少し補足をしたいと思います。

現地確認調書の2、3ページをご覧ください。

ここは榛東村児童館から100メートル北へ行った山林際の細長い畑です。権利の種別は売買です。申請理由につきましては、受渡人の2人は相続で取得したが、村に在住していないので、また、農業もしないので、譲受人に譲渡したいということで、また、譲受人は経営規模拡大を図り、申請地を譲り受けたいということです。現地は今サツマイモが植わっています。今まで2年ぐらい作物がつくられていませんでしたが、譲受人に感謝しているということです。特に問題がありませんので、許可相当と思わ

れます。皆さん、ご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。
番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

◎議案第4号

議 長 次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見
についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号、番号1について説明申し上げます。

議案書は10ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第4号、番号1。農地の所在は大字新井字別分975番2。地目は登記簿、現況
ともに畑。面積は897平米です。申請人は新井の方です。転用目的は露天駐車場。施
設等につきましては露天貸付駐車場です。転用理由につきましては、4月に着任した
自衛隊隊員の自家用車の駐車場が足りず、駐屯地から近い申請地を駐車場として利用
させてもらえないかという申出を受け、申請地を駐車場として利用させたいとのこと
でございます。備考ですが、用途地域内農地区分は3種農地となっております。

以上で、議案第4号、番号1の説明を終わります。

議 長 番号1について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第4号、第1項の関係につきましては、事務局長の説明のとおりで
ございます。若干地元委員として補足説明をさせていただきたいと思ひます。

申請地につきましては、自衛隊の正門を100メートルほど南へ行っていた自衛
隊の枠が切れる手前を東のほうに20メートルほど下った村道の角地という形になり
ます。そういった形で現地確認調書の5ページから7ページをちょっとお開き願ひた
いと思ひます。

まず、申請地につきましては、南側、西側、北側が村道でございます。そして、東側については宅地に既に接しているというようなことで、基本的に農地に面するところはございません。そういった形で、宅地に面したところは既に縁石がもう設けられているというようなことの中で、雨水については自然浸透というような形で、転用理由にあるように、自衛隊員の駐車場というような形でございます。農地区分については3種農地というようなことでございますので、周りに与える影響はないということで、地元委員とすると許可相当と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見送付をします。

◎議案第5号

議 長 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書11ページ、現地確認調書は9ページからとなります。

議案第5号、番号1。農地の所在は大字山子田字南野2544番11。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は104平米でございます。権利は所有権移転売買。譲渡人は山子田の方です。譲受人は渋川市の方です。転用目的は店舗兼事務所用地。施設等につきましては店舗兼事務所として23.2平米とのことです。転用理由につきましては、譲受人は渋川で行政書士業を営んでいるが、パン販売の店舗と行政書士事務所として適地を探していたところ、譲渡人と話がついたため、申請地を利用したいとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことでございます。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地です。

以上で、議案第5号、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 農業委員7番の高橋です。

先ほどの議案第5号、番号1についての説明については、事務局長の説明のとおりです。若干場所等について補足の説明をさせていただきたいと思えます。

場所は南野の信号、北に約100メートルほど行った左側ということです。現地確認調書の9ページ、10ページ、11ページを確認していただきたいと思うのですが、東側に道路、それから、南側にも一応道路ということです。北側については、以前案件で上がっております地目山林となっておりますが、実質はビニールハウスで野球の練習場ということで、現状でいくと雑種地扱いなのかなとは思いますが、その間に挟まれた土地となっております。雨水等は自然浸透ということですが、生活雑排水については浄化槽を通じて、これは南側の道路の側溝に流すということです。地区担当としましても、許可相当と思われまますので、皆様のご審議のほうをよろしく願います。

議長 ただいま地元の委員さんより許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、番号2について説明申し上げます。

議案書は11ページ、現地確認調書は12ページからとなります。

議案第5号、番号2。農地の所在は大字新井字別分964番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は492平米です。権利は所有権移転贈与。譲渡人の方は渋川市の方です。譲受人の方は新井の方です。転用目的は一般個人住宅。施設等は一般住宅用地122.55平米となっております。転用理由につきましては、譲受人は現在アパートに居住しているが、村内で自宅の建築を計画していたところ、叔母名義の申請地を譲り受けできることとなったため、申請地に住居を建築したいとのこととさせていただきます。譲渡人

は譲受人である姪の要望に応え、申請地を譲渡するとのことでございます。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地となっております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議長 番号2について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第5号、2番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。若干地元委員として補足説明をさせていただきたいと思っております。

現地調書の12ページから14ページをお開き願いたいと思っております。

まず、申請地につきましては、自衛隊の正門から南のほうに200メートルほど行っていただいたところにアパートがございます。そのアパートを東のほうに20メートルほど下っていただいた左側に面した申請地でございます。申請地につきましては、南側が村道、また西側が住宅と。北側と東側が畑、農地に面しているというような条件でございます。今回の住宅建設というようなことでございますけれども、北側にはブロックを積み、東側についてはのり面を成形して、隣の農地に影響が出ないような形で申請地を造成するというような予定でございます。また、生活雑排水につきましては、南側の村道に面して流れておる公共下水道に流す。また、雨水等については自然浸透というような予定でございます。また、申請地につきましては、贈与というような形でございます。また、農地区分につきましては1種農地というようなことでございますけれども、既に農振除外済み、また集落接続というようなことの中で、地元委員とすると許可相当と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上でございます。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号3について、事務局長、説明願います。

事務局長。

事務局長 それでは、番号3について説明申し上げます。

議案書は11ページ、現地確認調書は15ページからとなります。

議案第5号、番号3。農地の所在は大字新井字長谷津2621番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は595平米です。権利は賃貸借。貸付人は新井の方です。借受人も新井の方です。転用目的は露天駐車場。施設等は露天駐車場用地となっております。転用理由につきましては、借受人は申請地近くで中古車販売等を行っているが、従業員や社用車等の駐車場が不足しており、困っていたところ、貸付人と話がついたため、申請地を駐車場として利用したいとのことです。また、貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与するとのこととございます。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で、議案第5号、番号3の説明を終わります。

議長 番号3について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池です。

ただいま議案第5号、番号3番につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。現地のちょっと状況について説明いたします。

確認調書15ページ、16ページ、17ページを見ていただきたいと思います。

バイパスから下りまして、新井の信号、そしてその下に申請人の会社名が書いてあります。ここは大体300メートルぐらいバイパスからあるのですけれども、それからまた300メートルぐらい東に下っていきますと、今回の申請地になります。この申請人の事業所の敷地が狭いということで、この下の露天駐車場から降りて、また歩いて、会社に向かうというような申請です。周囲の状況については、西側が工場になっています。東側が住宅です。南側は水路を挟んでやはり住宅になっております。北側にはやっぱり申請人の施設と言うのですかね、一部駐車場に使ったりするところはあるのですけれども、周囲につきましては農地等はありません。ですから、影響がないので、私としては許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番農業委員、柳岡です。

ただいま地元の委員さんから説明がありましたが、この借受人は何年か前に事務所の裏側の土地に駐車場用地として転用し、現在に至っているわけですが、今日あそこ

を通過してみたところ、その駐車場に太陽光発電のパネルが設置してありました。そのような業者でありますので、不足しているというのはちょっとそういう時点から言うと何か矛盾するような内容なので、この案件についてはちょっと業者を呼んで説明を受けたほうがいいのではないかとというふうに私は提案したいと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかになにか意見ございますか。

暫時休憩。

(休憩)

議長 それでは、番号3については、過去の経緯について申請人から話を聞くとともに当申請の実現の確実性について、申請人に話を聞いてから再度審議することとしたいと思います。これに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということでございますので、この案件は審議保留といたします。次に、番号4について、事務局長、説明を求めます。
事務局長。

事務局長 それでは、番号4について説明申し上げます。

議案書は12ページ、現地確認調書は18ページからとなります。

議案第5号、番号4。1筆目の農地の所在は大字新井字北原2755番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は231平米です。2筆目の農地の所在は大字新井字北原2756番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は799平米です。3筆目の農地の所在は大字新井字北原2756番4。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は298平米です。4筆目の農地の所在は大字新井字北原2757番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は981平米です。4筆の合計面積は2,309平米となっております。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方です。譲受人は前橋市の方です。転用目的は建売分譲住宅用地。施設等につきましては建売住宅分譲用地9棟。面積は108.47平米から128.35平米までのものが9棟となっております。転用理由につきましては、譲受人は前橋で不動産業を営んでいるが、申請地は学校、商業施設も近い閑静な住宅地に位置し、需要が高く見込めるため、建売分譲住宅用地として購入したいとのこととございます。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡したいとのこととございます。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議案件となっております。

以上で、議案第5号、番号4の説明を終わります。

議長 番号4について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員 5 番、小池君。

小池委員 推進委員 5 番の小池です。

番号 4 番につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。現地の状況について説明いたしますと、先ほどの 3 番の申請地から 60 メートルぐらい東のほうに下ったところに信号があります。それを左のほう、20 区のほうに入っていった一角になります。南のほうには猫の手、富澤商店とかという住宅になっておりますし、東側は令和 3 年 11 月に 7 棟の分譲住宅用地ということで、許可が下りて、今工事が進んでいるところでございます。20 ページを見ていただくと、南側のほうに 4 棟、中央に通路を設けまして、また、北 4 棟と 1 つだけ外れて 1 棟という並びになっているわけですが、雨水につきましては浸透ますを設置しまして、あふれたものを既存の側溝に流します。雑排水につきましては下水道が通ってますので、そこに流すということです。農地と接地するところというのは、18 ページ、富澤商店というところのちょっと東に数メートル畑がありまして、そこに接している状況です。私としては農地に影響はないと思いますので、許可相当だと思いますので、審議のほどよろしく願います。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

その前に宅地開発委員会の方は何か意見があれば教えてください。

事務局。

事務局長 それでは、宅地開発案件ということでございますので、各課からの指示事項等についてご報告をさせていただきます。

総務課につきましては、近隣の防犯対策のための防犯灯の設置を検討してください。開発に伴い、見通しが悪くなる場合は、走行車両の視認確保のため、カーブミラーの設置を検討してくださいという指示です。

税務課につきましては、開発工事完成後の土地現況調査に協力してください。建物建設完成後は家屋調査に協力してくださいということです。

住民生活課につきましては、騒音、振動関係で工事に際し、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業を行う場合は、当課に対し特定建設作業実施届出書を提出してくださいという指示です。また、ごみ関係につきましては、工事等に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は適切に処理願いますということです。世帯数が増加等により新規ごみステーションを設置する場合には、住民生

活課までご相談ください。ごみステーションの設置位置については、収集業者及び地元住民の意見を尊重し、交通の妨げや事故、悪臭の苦情にならないよう設置くださいということです。

当産業振興課からは周辺農地に影響が出ないように作業をしてくださいという指示を出しております。

建設課は雨水対策、定期的な除草、防火・防災等適切な開発地の管理をお願いします。位置指定道路の寄附については、全ての住宅が完成後に手続を行ってください。また、寄附前には寄附物件の立会検査を行いますという指示です。工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてくださいという指示が出ております。

上下水道課につきましては、上水道は計画どおり施工をお願いしますと。工事の詳細については当課と事前協議をお願いいたしますと。下水道につきましては、計画どおりの施工をお願いしますと。工事の詳細については当課と事前協議をしてください。また、新たに取り出しを行う場合は、区画ごとに受益者負担金が必要となりますという指示です。

教育委員会につきましては、申請地近隣には榛東村立北小学校の通学路として、村道長谷津・つつじヶ丘線を利用する児童がいることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りには十分注意してください。また、教育委員会の文化財保護係からは、当該地シュウチの遺跡の範囲には該当しませんが、事前の手続等は必要ありません。もし試掘等により土器、石器など遺物が出土した場合は、遺跡の状況を確認し、記録を行いますので、速やかに榛東村教育委員会事務局へ連絡くださいという指示です。

なお、地元の自治会からは役場各課からの指示、要望を拝見し、本開発については承認いたしますという意見が出ております。

以上で、開発審議案件の意見とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 宅地開発委員会からは、今局長が申し上げられたとおりでございますが、ほかに皆さんから何かございますか。よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号4は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号5について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、番号5について説明申し上げます。

議案書は12ページ、現地確認調書は21ページからとなります。

議案第5号、番号5。1筆目の農地の所在は大字広馬場字八ノ海道1521番9。地目は登記簿、現況ともに田。面積は99平米です。2筆目の農地の所在は大字広馬場字八ノ海道1526番1。地目は登記簿、現況ともに田。面積は2,204平米です。2筆の合計面積は2,303平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は太田市の方です。譲受人は広馬場の方です。転用目的は鉱工業用地。施設等につきましては、工場用地、工場が470平米のものが1棟、倉庫が300平米のものが1棟となっております。転用理由につきましては、譲受人は村内で製造業を営んでいるが、新規設備投資のために新工場を建てたいと思い、譲渡人に相談したところ、相談がまとまったため、申請地を工場用地で利用したいとのこととございます。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのこととございます。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発案件となっております。

以上で、議案第5号、番号5の説明を終わります。

議長 番号5について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

今の案件ですけれども、権利関係及び転用理由、目的についてはお話があったとおりでございます。担当地区の推進委員として意見を述べさせていただきます。

現地確認調書の21ページでございます。

場所ですけれども、御存じの人が多いかと思うのですけれども、八ノ海道の信号の西側ですかね、工場。その隣には加藤モータースがあるところでございます。

22ページ目が周辺の状況でございます、中ほどに当該農地があって、ページの上が社長の自宅。西側、左側は既存の工場ということでございます。その下に加藤モータース。ページの右側、東側になろうかと思うのですけれども、水田なり畑が広がっているという、そういう状況でございます。

23ページ、最後のページが工場の設計図ということでございまして、これじゃちょっと小さいということで、別刷りでA3判の用紙があろうかと思うのですけれども、これは工場の設計図ということでございまして、左側が既存の工場があって、その隣に建設建物、工場棟ですかね、これが470平米。右側に倉庫棟ですかね、これが300平米あるということでございます。ページの右側及び下側に擁壁をしているということ

でございます、右側にいろいろ凡例とあるのですけれども、その下にいろいろ説明があるので、ちょっと読んでみますけれども、申請地は砂利敷き仕上げとし、雨水排水は宅外浸透、オーバーフロー分のみ申請地南側水路へ放流。新設L型擁壁天端高は計画高より10センチ高いので、雨水の越水、砂利の流出はないと思量するということでございます、点線の丸の中が排水に対する工事ということで、大きな円の中に集水ますとか排水管等をこういうふうにして、用水の方へオーバーフローの水は流していくことだそうでございます。最後ですけれども、下水道及び雑排水は申請地北側公共下水へ放流するということだそうでございます。立地条件からして、周辺の営農条件に悪影響を及ぼすことはないと思われまます。

それと、令和元年7月10日の定例会ですかね、ちょうど3年前の定例会のときに、15区の農地を転用したということでございます、それが2,709平米の転用をしてあるのですが、3年経ってそのままになっていますが、これも併せて秋頃に2か所同時に工事を始めるということだそうでございますので、ひとつご審議よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

事務局。

事務局長 それでは、地元の委員さんからご説明ありましたが、その補足というわけではございませんけれども、開発審議案件ということなので、各課からの指示事項についてご報告をさせていただきます。

初めに、総務課です。総務課は開発に伴い見通しが悪くなる場合は、走行車両の視認確保のためカーブミラーの設置を検討してくださいとの指示です。

税務課につきましては、開発工事完成後の土地現況調査に協力してください。建物建設完成後は家屋調査に協力してください。償却資産があるときは申告をしてくださいという指示です。

住民生活課につきましては、騒音、振動関係で工事に際し、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業を行う場合は、当課に特定建設作業実施届出書を提出してくださいという指示です。また、土砂等の搬入関係ですが、令和2年10月1日から榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例が施行されました。土砂等の搬入を予定している場合は事前に当課に相談してくださいという指示です。

産業振興課では、周辺農地に影響が出ないように作業をしてくださいという指示を出しております。

建設課です。雨水対策、定期的な除草、防火・防災等適切な開発地の管理をお願いします。雨水排水は開発地内に浸透ますを設け、オーバーフロー水のみを道路側溝に放流するようにしてください。工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてください。

上下水道課です。上水道は水道メーターの設置場所は官民境界から1メートル以内に設置してください。現在の計画で盛土により官民境界から1メートル以内に水道メーターを設置できない場合は、東側に引き込み、位置を変えてください。水道メーター上を車が通過する場合は、メーターボックスを車載対応のものにしてください。その他詳細については当課と事前協議をしてくださいという指示です。また、下水道については、前面道路の舗装本復旧工事を本年度予定しています。工事の詳細については当課と事前協議をしてください。また、新たに取り出しを行う場合は、受益者負担金が必要となりますという指示です。

教育委員会事務局は、申請地近隣には榛東村立南小学校の通学路として、県道高崎渋川安中線を利用する児童が多数いることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては十分注意してください。また、教育委員会事務局文化財保護係では、当該区域はシュウチの遺跡の範囲には該当しませんので、事前の手續等は必要ありませんという指示です。もし掘削等に土器、石器などの遺物が出土した場合は、遺跡の状況を確認し、記録を行いますので、速やかに榛東村教育委員会事務局文化財保護係まで連絡してくださいという指示です。

また、地元自治会からの要望としましては、役場各課からの指示、要望事項を拝見し、本開発を承認いたしますという意見が添付されております。

以上で、各課からの開発要望等の内容とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 今、事務局から宅地開発課の説明が終わりました。

ほかに何か意見は皆さんからございますか。

8番、松下君。

松下委員 8番農業委員、松下です。

意見というか、確認ですけれども、過去に許可された15区の土地で、今そちらも同時進行で始めるようなご説明がありました。もう一度お願いします。すみません。

小川委員 話したとおりですけれども、本当であれば令和元年の7月に速やかにもう転用が下りれば始めるわけですけれども、時間が経ってしまったということで、これも転用してありますので、改めて今年の秋に2か所で同時に今やるということだそうでございます。

松下委員 ありがとうございます。

議長 ほかになんか意見ございますか。よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議長 それでは、採決に移ります。

番号5について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号5は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号5は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前10時55分)